

随意契約理由書

件名	中央体育館照明制御装置更新工事
契約の相手方	パナソニックLSエンジニアリング株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本工事は、既設メーカーの独自技術に基づき設計施工され、大きく下記の①から③で構成された照明制御装置の更新工事であり、①が今回の更新工事対象である。</p> <p>①センター装置 ②端末器・制御ブレーカ ③照明器具</p> <p>当該装置の主要機器である①は設置から20年以上経過しており、故障リスクが高まっている一方で、既設メーカーの保守対応期間が終了していることから、故障時の対応が困難となっている。本工事は、低コストの工事により最大限の効果を得るため、劣化しやすい電子部品を中心とした改修を行う。</p> <p>具体的には、①を後継機に更新する一方、②および③は故障の都度で交換対応が可能であるため既設流用する。新旧各部位の電氣的整合(①および②を結ぶ通信線の通信規格はメーカー独自規格であり、特殊な技術を用いた制御となる。)ならびに改修後の運用中におけるシステム性能を保証できる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局 設備課 (電話番号 078-595-6600)